

公務労協2015春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

安倍政権における「コーポラティズム」（政治と企業の癒着主義）の進行は、積極的なパートナーシップ（友好的な協力関係）に基づく社会的対話を推進する本来の政労使の関係を、「政と使」を一体化し、これに対立する「労」という構図に導いている。具体的には、政府が、国民そして雇用者の生活をまったく考慮しない企業活動優先の政策を推進する一方、効果の疑われる復興法人税前倒し廃止による賃金改善要請に続き、定年までの安定した雇用制度の柱であるとともに低質な社会保障制度をも補完してきた賃金体系の見直しを強権的に進めようとしていることにあらわれている。

一方、1976年の任期満了以外、戦後22回にわたって行われてきた内閣総理大臣の専権事項とされる任期中の衆議院の解散は、必然的に生じる政治空白が国民生活等に重大な影響を及ぼすことを踏まえ、さらに総選挙を通して民意を問うことになる以上、それに相応しい理由がなければならぬと理解されてきた。しかし、景気弾力条項が存在するにもかかわらず「消費増税先送りの信を問う」として2014年11月21日に行使された衆議院の解散は、任期半ば前に295議席を有する自民党の「党利党略」というより、安倍総理の余りにも短絡的で他の政治的目論見が疑われる自制なき権力行使といわざるを得ない。

また、財政健全化目標を堅持した消費増税先送りは、深刻な財政事情のもとでの我が国の将来よりも国際社会の信頼を優先した安倍総理の政治姿勢を明らかにしたものであり、与野党を問わない新自由主義的思想と政策への傾斜を招くとともに、歳出削減路線をより強化するものとなる。

公務労協は、公務・公共に従事するすべての公共サービス労働者の名目賃金の引上げから実質賃金の動向と水準を重視し、高齢化に伴い膨らむ社会保障費を将来世代に転嫁したことで生じた財政難を修正するための基礎的財政収支の改善の必要に対し、2015年度から本格化する新自由主義的歳出削減路線のもとでの財政健全化における公務員給与に対する社会的評価に真正面から向き合う2015年春季生活闘争を展開する。

2. 第187臨時国会の経過と衆議院の解散・総選挙

安倍総理が所信表明演説において「地域創生国会」と位置付けるとともに、女性の社会進出に重点を置き、2014年9月29日に開会された第187臨時国会は、「政治と金」そして「増税延期判断と衆議院の解散」に象徴される政局に終始することとなった。

そして、2014年11月21日の衆議院の解散により「地方公務員の政治活動規制法案」をはじめとする審議未了の法案はすべて廃案となった一方、第187臨時国会に政府が新規提出した31法案のうち成立は21法案にとどまり、第23回参議院議員選挙で衆参のネジレが解消されたもとにおいて、異例の国会となったことを改めて強調するものとなった。

「政治と金」そして「増税延期判断と衆議院の解散」という政局に支配され、法案審議の遅滞が深刻化したもとにおいて、人事院勧告に基づく「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」他関連する6法案がすべて可決・成立した。これは、民間準拠でも厳しい地域・地場民間賃金の実態と現下の財政事情のもとの公務員給与引上げに対する院内外の批判に加え、消費税増税判断と衆議院の解散政局において、本年給与改定の早期決着が一刻の猶予も許さない情勢となったもとの国会対策の到達点といえる一方で、労働基本権制約の代償措置とされる勧告システムのもとにおける公務員給与の決定をめぐる環境が、労働基本権の回復と自律的労使関係制度の確立を事実上否定したことで人事院勧告の尊重を所与とする自民・公明の連立政権のもとにおいても、政治的・社会的になお厳しい環境にあることを証左するものといえる。

2014年12月14日投開票により実施された第47回衆議院議員選挙は、有権者のほぼ二人に一人が棄権するという戦後最低の52.66%の投票率となり、安倍総理の短絡的で自制なき突然の解散・総選挙に対する国民の疑問を明らかにすることとなった。選挙の結果、与党が公示前と同数の326議席を得たことについて、「大勝」・「圧勝」に対し「冷めた信任」・「消極的選択」と、その評価は分かれた。一方、民主党は、第三極が没落するもと11議席増の73議席を獲得し、2010年7月に行われた第22回参議院議員選挙以降続いた低落傾向に一定の歯止めをかけるとともに、少なくとも野党第一党としての安定的な地位を確保することとなった。

3. 2015年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

前回2013年に続き戦後5回目となる12月総選挙により越年となった2015年度予算案について、政府は2015年1月14日の臨時閣議において決定した。安倍総理が、経済再生と財政健全化の両立を実現するための予算と誇張した過去最大となる総額96.3兆円の政府予算案は、8年ぶりに国債を減額補正した2014年度補正予算案に続き、新たな国債の発行を36兆8600億円（対前年度当初予算比△10.6%）とし、基礎的財政収支赤

字を2014年度当初予算の18兆円から約13兆4,100億円に圧縮した。しかし、地方交付税交付金を7年ぶりに15兆円台に抑え、介護報酬を2.27%引き下げ、さらに生活保護の住宅扶助・冬季加算を削減する一方で、公共事業費を前年度同水準で据え置き、防衛費を過去最大とするなど、安倍総理の独断的な政治信念のもとでの官邸主導による編成となっている。

一方、消費増税先送りに際し財政健全化目標を堅持するとした安倍総理は、「2020年度基礎的財政収支均衡化」について、① 経済再生による税収増、②徹底した行財政改革、③社会保障の効率化・合理化、重点化を進め、2015年夏までに具体的計画を策定することを明らかにしている。これは、経済成長により増税不必要という夢物語で国民を欺き、すでに限界に達している行財政改革による歳出削減をポピュリズム的に煽り、国民生活の基盤となる社会保障制度を崩壊させかねないものである。

4. 連合「2015春季生活闘争方針」

連合は、2015春季生活闘争に臨む基本的考え方について、①賃金相場の波及力を高め、未組織労働者も含め広く社会全体の底上げ・底支えをはかり、格差の是正に全力を尽くす、②地域経済の活性化や地域との連携をはかることは、中小や地場企業における賃上げを実現させるためにも重要、③格差の実態把握を行いつつ、大手組合の中小組合等への支援等を含む是正に向けた実効性ある取り組みを行っていく、④賃上げを継続的に行っていくことが「デフレからの脱却」と「経済の好循環」のために必要、⑤賃金の引き上げについては、定期昇給・賃金カーブ維持相当分の確保を前提とし、過年度の物価上昇分や企業収益の適正な分配の観点、経済の好循環の実現していく社会的役割と責任を踏まえ、2%以上の要求を掲げ獲得をめざし、取り組みを進めていく、⑥「時短」についても重点的に取り組み、「社会生活の時間」の確保を行ったうえで、「ワーク・ライフ・バランス社会」の実現に向けた取り組みを今まで以上に推し進めることを提起している。

II 基本的な立場と取り組みの考え方等について

実質賃金水準の低下という厳しい環境において展開される連合の春季生活闘争に対する組織内外の期待と、安倍政権が進める新自由主義的歳出削減路線が顕在化する情勢のもと、2015春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。

とくに、連合が提起する①「社会全体の底上げ・底支えをはかる」民間構成組織の取り組みへの連帯と支援、②非正規労働者の労働条件の改善、に全力をあげる。

- 連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労協全体として重点化した取組みを構築する。
- 非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 引き続き、東日本大震災の復旧・復興に向けて、公務公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化する。
- 新自由主義的な財政健全化に抗し、国民が安心して暮らすことのできる社会を支える公共サービスの再構築に向けて、「2015年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、すでに破綻が指摘されるわが国の危機的な財政状況において、安倍総理の財政健全化目標を堅持した消費増税先送りにより、公務員人件費削減に係る政治的圧力がより深刻化・焦点化していく情勢に対し、2015春季生活闘争の取組みの基本的考え方等について、

第一に、すべての公共サービス労働者の生活の改善と格差是正をはかること

第二に、良質な公共サービスの実現に向けて、その重要性と普遍性を社会的に喚起し、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること

第三に、これらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかることを柱に、組織の総力をあげた取組みを展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 2015年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

2015年度政府予算編成から安倍政権が進める新自由主義的歳出削減路線が顕在化する情勢を踏まえ、2015年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化の柱を、①2009年通常国会において成立した公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化の追求、②公共サービスの再構築に不可欠な公務における自律的労使関係制度の確立に置くこととする。

なお、2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定については、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を重視することとする。また、モデル地域（地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会）の指

定は、これまでの指定都道府県を基本に、取組みの経過等を考慮し、当該地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会との協議に基づき運営委員会において継続等の判断を行う。

2015年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体的な取組みは、

- ① 活動のスタートは、連合が主催する「質の高い公共サービスと労働組合の役割に関する国際シンポジウム及び決起集会」（2015年2月24日）とする（公務労協主催の「公共サービスキャンペーン開始中央集会」は開催しない）。
- ② 公務労協は、公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化について、連合との連携のもと、通常国会における国会対策をはかる。
- ③ 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、「公共サービス基本法の理念と措置の具体化」や「公契約条例、公共サービス基本条例の制定」等を課題として、主体的に創意・工夫ある活動を展開する（活動の宣伝物として、上記2.24シンポジウム及び決起集会を記事としたチラシを作成）。
- ④ 各構成組織は、公共サービス基本法第11条において、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び自治体に対して努力義務が課されていることに基づき、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善について、2015春季生活闘争における労使交渉の重点的課題として取り組む。

2. 2015年通常国会対策と政策制度要求の実現に向けた取組み

公務労協は、公共サービス基本法の「国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する」という目的に基づく国及び地方公共団体の責務の履行や基本的施策の実施状況等について、連合との連携のもと国会対策をはかる。（再掲）

また、「独立行政法人改革等に関する基本方針」（2013年12月24日閣議決定）に基づき、2014年8月29日に行政改革推進本部において実施時期等が決定された法人の統廃合（2016年4月までに98法人を87法人に再編）についての立法措置は、政府責任による厳格な雇用と処遇の確保を基本として、当該構成組織における対策を前提に、必要に応じて公務労協の統一的な対応をはかることとする。

「労働条件改善の取組み」と「運動の両輪」として、①経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進、②雇用の安定と公正労働条件の確保、③「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進、④「公平・連帯・納得」の税制改革の実現、⑤非正規公務員の処遇改善と公契約適正化の推進等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組みを進める。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組み

公務員の公正な労働条件を決定する自律的労使関係が、質の高い公共サービスの実現に不可欠であるという立場から、連合が主催する「質の高い公共サービスと労働組合の役割に関する国際シンポジウム及び決起集会」（2015年2月24日）に組織の総力をあげて結集し、労働基本権の回復に係る組織内外の世論喚起をはかることとする。また、連合との連携のもと、2015年ILO総会における個別審査化に向けた対応を強化する。

そして、これらの国内及び国際的な世論形成等をもって、政治情勢等を慎重に見極めたうえで、政府の責務において課題が継続されている国家公務員制度改革基本法第12条及び附則第2条に係る自律的労使関係制度の確立と労働基本権の回復を追求することとする。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金等の取組み

(1) 総人件費削減政策の転換をはかる取組みの強化と公務員給与の社会的合意の再構築

「政治」の公務員給与等に対する介入を排除しながら、総人件費削減政策の転換をはかり、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、連合と連携するとともに、使用者責任を追及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の引上げ

2015春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保を前提に賃金の引上げを求める積極的な要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、関係当局にその実現を求める。

あわせて、公共サービス基本法第11条に基づき、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」の要求を関係当局に提出する。

2. 非常勤職員等の処遇改善と雇用確保の取組み

(1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等に関わる要求(ア)非常勤職員の悉皆調査の実施、(イ)「底上げ・底支え」「格差是正」を図るため37円を目安とした時間給の引上げ、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)諸休暇の円滑な取得保障と

一層の改善など)を提出し、交渉を実施する。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会などが提起する運動や非正規労働者の均等処遇を求める取組みなどを全力で進める。

- (2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置付け、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて、関係法令、規則を適用することを求めて取り組む。

3. 雇用と年金の確実な接続に向けた取組み

当面、2013年3月26日の閣議決定等に基づいて職員の希望通りの再任用等と高齢期の生活を支える給与、適切な労働条件の確保を期しながら、年金支給開始年齢が62歳になるときまでには人事院の意見の申出等に基づいた定年延長が実現するよう、全力で取り組む。

4. 労働時間等の取組み

- (1) 労働時間の短縮、休暇・休業制度等の改善・拡充をディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスの確保に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組みを進める。
- (2) 総労働時間の短縮に向け、超過勤務縮減の取組みを一段と強化する。具体的には、在庁時間削減の取組み状況や国家公務員超過勤務縮減キャンペーン等の取組みを踏まえ、政府に対して超勤命令の徹底や厳格な勤務時間管理、実効性のある超勤縮減策を取りまとめるよう求める。また、超過勤務手当の全額支給を求める。

5. 男女平等実現に向けた取組み

- (1) 次世代育成支援対策推進法、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づく取組計画等の着実な実施を求める。
- (2) 「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」等の着実な実施、メンター制度の実効性確保に向けた取組みを進める。

6. 公共サービス基本法に基づく適正な労働条件確保等の取組み

公共サービス基本法第11条に基づき、「従事する者の適正な労働条件その他の労働環境の整備」の要求を関係当局に提出する。

7. 統一要求基準（案）について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2015春季生活闘

争の統一要求基準（案）を以下の通りとする。

＜2015春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)＞

(1) 賃金水準の引上げ等について

- ① 2015年度の公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2) 非常勤職員の雇用確保と処遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等について均等処遇の原則に基づいて関係法令、規則を適用すること。
- ② 非常勤職員の処遇を抜本的に改善すること。当面、2015年度については、時間給を37円引き上げること。

(3) 雇用と年金の接続について

- ① 2013年3月26日の閣議決定等に基づき、職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活を支える給与と適切な労働条件を確保すること。
- ② 年金支給開始年齢が62歳になるときまでには、人事院の意見の申出等に基づいた定年延長を実現すること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスを確立するため、(ア)年間実総労働時間1800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 政府全体として超過勤務縮減のための体制を確立し、厳格な勤務時間管理と実効ある超過勤務縮減策を実施すること。

(5) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、次世代育成支援対策推進法、国家公務員の女性活躍等取組方針及び女性の採用・登用拡大の指針に基づく行動計画等を着実に実施すること。

(6) 公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等について

公共サービス基本法第11条に基づき、従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、具体的な措置を講じること。

V 2015春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出

- (1) 公務員連絡会 2月中下旬
- (2) 独立行政法人等関係組合 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組みと行動日程

- (1) 1月28日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 公務員連絡会・独立行政法人等関係組合は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組みの連携を強化する。
- (3) 日本郵政グループ労働組合（JP労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組みの連携をはかることとする。
- (4) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

とくに「質の高い公共サービスと労働組合の役割に関する国際シンポジウム及び決起集会」（2015年2月24日）への各構成組織の参加体制の構築に総力をあげる。